

議案第169号

川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年11月26日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例

川崎市障害者就労支援施設条例（昭和36年川崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

川崎市わーくす大島	川崎市川崎区大島1丁目28番5号
川崎市わーくす高津	川崎市高津区溝口1丁目18番16号

」

を

「

川崎市わーくす高津	川崎市高津区溝口1丁目18番16号
-----------	-------------------

」

に改める。

第4条第1項中「ことができる」を削る。

第7条ただし書中「市長（指定管理者が管理を行う就労支援施設にあつては、）及び「。次条第4号及び第12条において同じ。）」を削る。

第8条第4号中「市長」を「指定管理者」に改める。

第9条を削る。

第10条第1項中「指定管理者が管理を行う」を削り、「において」の次に「法第29条第1項に規定する」を、「又は」の次に「法第51条の17第2項に規定する」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。

(1) 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額

(2) 法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額

第10条を第9条とする。

第11条の見出しを「（利用料金の減免）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とし、同条を第10条とする。

第12条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2号中「使用料（指定管理者が管理を行う就労支援施設にあつては、利用料金）」を「利用料金」に改め、同条を第11条とする。

第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

わーくす大島を廃止するため、この条例を制定するものである。